ピティナ会員の皆様へ

ピティナの 休業補償のおすすめ

(所得補償・70歳まで補償延長(団体長期障害所得補償))

「**70歳まで補償延長**」プラン ご好評頂いております!!

団体割引 10%

詳細はP10のサービ スのご案内をご確認

かなたが病気やケガで働けなくなったが、 ななだだれかってご家族の生活を支えます。 メディカル アシスト等の サービスが ご利用可能

保険期間

平成28年1月1日午後4時から平成29年1月1日午後4時まで1年間

保険料払込方法

平成28年1月27日(水)より、毎月ご指定の口座よりお引き落としとなります。

加入締切日

平成27年11月20日(金) ※中途加入は毎月可能です

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年 度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

この保険は、一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、 保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会が有します。

現在ご加入の方につきましては、上記に記載の加入締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、 今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。



ご加入方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

更新ご加入の方

70歳まで補償延長オプションをご希望の方、契約内容の変更をご希望の方は、「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、担当代理店(保険のひびき)・保険会社宛ご提出ください。尚、現在のご契約の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。(自動的に更新いたします。)

新規加入・ タイプ変更 加入依頼書・健康状態告知書にご記入・ご署名のうえ、保険のひびき宛ご提出ください。 なお、中途加入につきましては毎月10日までに加入依頼書・口座振替依頼書が到着した場合、 翌月1日午後4時より補償を開始致します。

(保険期間終期は平成29年1月1日午後4時となります。)



ピティナの休業補償の特徴(団体総合生活保険)



10%の割引が適用されます!





ご加入の際、医師の診査は不要です!

ご加入いただく場合は、加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。 告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、 東京海上日動の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



自動セット

充実したサービスにより安心をお届けします!

1.団体総合生活保険のすべての補償が本サービスの対象 メディカルアシスト デイリーサポート



2.団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合には、さらにメンタルヘルスサポート





♪ 所得補償(基本補償)の特徴



病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(4日)を 超えた場合に、保険金をお支払いします。*2

- *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
- *2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金を お支払いします。





さらに特定の精神障害も補償します!*3

*3 ただし、知的障害、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。



保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間): 1年 ・免責期間(保険金をお支払いしない期間) : 4日間

●保険料(1口あたりの保険金額(月額)5万円)【保険期間:1年間、団体割引:10%】

	満年齢 平成28年1月1日時点	保険料(1口あたり・月払)					
Time of the second seco	加入限度口数 20口						
	満20~24歳	480 円					
	25~29	540円					
	30~34	660円					
	35∼39	810円					
	40~44	1,010円					
	45~49	1,190円	••				
	50~54	1,370 円					
	55~59	1,450円					
	60~64	1,510円					
	65~69	1,830円					

- ※保険金額については、1か月あたりの金額です。
- ○保険金額は、平均月間所得額*1の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。
- ○保険料は保険の対象となる方のお仕事の内容や年齢(保険期間の初日時点 の満年齢をいいます。)によって異なります。左記保険料は、基本級別2級(ピアノ指導者等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
- *1 直前 12 か月における保険の対象となる方の所得*2 の平均月額をいいます。
- *2「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所 得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる 収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- ●加入口数 被保険者おひとりにつき、最低2口(1口=補償月額5万円)以上でお申込みください。

	基本保険料		加入口数	_	月払保険料	
●保険料計算方法		_m ×		₋ =		

♪ 保険金のお支払い方法

下記ご加入例は、弊社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

●加入例

·ご 職 業:**ピアノ指導者**

・ご 年 齢:40歳

·平均月間所得額:40万円

·所得補償保険金額:20万円(4口)

·てん補期間:**1年間**

·免 責 期 間:4日

Aさん(40歳)は交通事故で3月28日から7月15日まで入院し、その後9月15日まで自宅で療養しました。 この場合お受け取りいただく保険金は?

基本保険料 加入口数 月払保険料 _円× 4.040 1.010 4 円 免責期間 3月28日~3月31日(4日間) 支払対象期間 4月1日~8月31日までの5か月間と9月1日~15日までの15日間の合計 お支払いする所得補償保険金 (20万円×5か月)+(20万円×15日/30日)= 1 1 0万円 ※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金を お支払いします。



で補償延長オプション(団体長期障害所

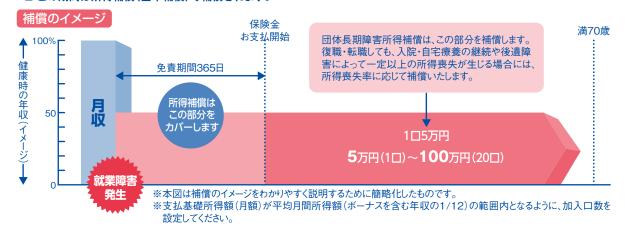
注意ください。



病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間‡{ (365日)を 超えた場合に、最長満70歳までの長期間にわたり保険金をお支払いします。

(ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、65歳以上の場合は3年となります。)

- *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
- *2 この期間は所得補償(基本補償)で補償されます。





さらに特定の精神障害も補償します!*1

*1 ただし、知的障害、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。 また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。



※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

・でん補期間(保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間): 70歳まで(65歳~69歳は3年間)

●保険金額(支払基礎所得額)•追加保険料(1口あたりの補償月額(保険金額)5万円あたり) 【保険期間:1年間、団体割引:10%】

	満年齢	保険料(1口	保険料(1口あたり・月払)		満年齢	保険料(1口あたり・月払)	
平原	成28年1月1日時点	男性	女性	平馬	成28年1月1日時点	男性	女性
遍加	満20~24歳	490 円	340円	追加保険料(1口あたり・月払)	満45~49歳	1,730円	2,340円
追加保険料(1	25~29	520円	440円		50~54	2,740 円	3,430円
	30~34	570円	600円		55~59	3,870円	4,250円
一口あたり・	35~39	720 円	920円		60~64	4,410円	4,170円
払	40~44	1,120円	1,520円		65~69	3,750円	3,190円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。 ※保険料は保険の対象となる方の年齢(保険期間の初日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。 *2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*3の平均月額をいいます。 *3 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・維所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

〈保険の対象となる方〉

保険の対象となる方は、下表の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。 ただし、年齢*4が所得補償は満20歳以上、団体長期障害所得補償は満20歳以上満69歳以下の方に限ります。

①一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会(ピティナ)の会員

②上記①の家族 配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟

上記①と同居されているご親族の方

※4 保険期間の初日時点の満年齢をいいます。



団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。
ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

所得補償(基本補償)

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。骨髄採取手術に伴う入院補償特約が自動セットされます。

ただし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

病気やケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、病気やケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

補償項日

保険金をお支払いする主な場合

病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が 免責期間*1を超えた場合*2に、保険金額(月額)に就業不能 期間(月数)*3を乗じた額をお支払いします。

ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*4を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。

- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた 一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取 手術の場合は、免責期間を適用しません。)。
- *2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。
- *3「てん補期間*5内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。
- *4 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*6の平均月額をいいます。
- *5 同一の病気やケガによる就業不能*7(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。
- *6「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与 所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の 発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支 出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- *7 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

- ・戦争、内乱、暴動等によって生じた病気やケガによる就業不能*1
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能

保険金をお支払いしない主な場合

- ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた 病気やケガによる就業不能
- ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に 生じた病気やケガによる就業不能
- ・妊娠、出産、早産もしくは流産によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・妊娠または出産による就業不能
- ・刑の執行によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケ ガによる就業不能
- ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール 依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能(精神障害補 償特約がセットされるため、所定の精神障害についてはお支払いの対象になりま す。)
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*2*
- ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院補償 特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経 過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能

等

- *1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされている ため、テロ行為によって生じた病気やケガによる就業不能は除きます。なお、 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわ らず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
- *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象とします。
- *3 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
- ※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。
- ※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
- *1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

4

団体長期障害所得補償(GLTD*1)

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。また、精神障害補償特約がセットされますので、メンタルヘルス不調等による就業障害も補償します(精神障害補償特約については2年を限度にお支払いの対象になります。)。

- *1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。
- ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

病気やケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、病気やケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

補償項目

保険金をお支払いする主な場合

病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が免責期間*1を超えた場合に、保険金をお支払いします。

お支払額(就業障害期間*2 1ヶ月あたり)

支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率(100%)

ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

- ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者 または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議す ることがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象とな る方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。
- *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。
- *2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1ヶ月を30日として日割りで計算します。)。
- *3 保険金の算出の基礎となる額をいいます。
- *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

- 免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額 免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*7の額

ただし、所得*7の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。

- *5 就業障害が開始した日の属する月の直前12ヶ月における保険の対象となる 方の所得*7の平均月額をいいます。
- *6 同一の病気やケガによる就業障害*8に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。
- *7 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入 金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害に より支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- *8 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

・戦争、内乱、暴動等によって生じた病気やケガによる就業障害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害

保険金をお支払いしない主な場合

- ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた病気やケガによる就業 障害
- ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害
- ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害
- ・妊娠または出産による就業障害
- ・刑の執行によって生じた病気やケガによる就業障害
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた 病気やケガによる就業障害
- ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(精神障害補償特約がセットされるため、所定の精神障害については2年を限度にお支払いの対象になります。)
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害
- ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3

等

- *1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によって生じた病気やケガによる就業障害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
- *2 初年度契約の保険始期の直前1年に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を 経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払 いの対象とします。
- *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

*免責期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*1」、てん補期間については上記本文内の「*6」、所得喪失率については上記本文内の「*4」をご確認ください。このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

◆マークのご説明



ご加入いただく保険の特に重要な情報です。



お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

I ご加入時にご確認いただきたいこと

ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる 方全員にご説明ください。

ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1.保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき) かまで加入の保険契約の保険期間および責任開始日時については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

2.保険料の払込方法等

●保険料の払込方法について (業)

概要

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

●保険料の一括払込みが必要な場合について 444

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を 一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合等
 - ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、 その後、ご契約者である団体を経て保険料を払込みいただく場合は 保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご契約のうちそのご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、そのご加入者の加入部分*1を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

- ※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、後記8告知義務・通知義務等をご確認ください。
- *1 そのご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない方および補償だけでなく、従来よりご加入の保険料を払込みいただいていた方および補償も含みます。)。

3.保険金額等の設定について(22)

この保険での保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償においては、 保険期間の中途でご加入者からの申し出による保険金額*1の増額等 はできません*2。あらかじめご了承ください。

はできません*2。あらかじめご了承ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。 *2 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。

4.保険金受取人の指定について

●傷害補償

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険にご加入したことについてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

●がん補償

保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同

意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*1家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様の保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります(保険金受取人を特定の方に指定することはできません。)。

5.他の保険契約等がある場合 ②

他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご加入の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご加入の際に必ず加入依頼書等に記載してください。

なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

6.保険料 囊

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

7.補償の内容

"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合" 等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

8.告知義務・通知義務等 🛔

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要 な事項です。

告知義務: 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。なお、お引受けする補償によっては、★または☆が付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの告知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

通知義務:加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。なお、お引受けする補償によっては、☆が付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの通知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。
※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご加入内

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご加入内容が変更になること等があります。なお、保険料が変更になる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

●告知事項·通知事項一覧

正しく告知・通知いただけない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

基本補償· 項目名 特約	所得補償	団体長期障害所得補償	
生年月日	*	*	
性別	_	*	
職業・職務*1	☆	_	
健康状態告知*2	*	*	

※★が付された事項は告知事項、☆が付された事項は告知事項かつ通知事項となります。

※すべての補償について「他の保険契約等」についても告知事項(★)となります。
*1新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

●所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償の「告知」(健 康状態告知書)について

健康状態等は正しくお知らせください。過去に病気やケガをされたことがある方等でも、ご加入内容を制限してお引受けできる場合があります。

①告知義務について <ご加入時にお知らせいただくこと>

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度で はいるが、では、からは、 ないしたがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、健康状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について 弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態す なわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行うこと があります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容 によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、ご加入 内容を制限してお引受けすることもあります。)

③過去に病気やケガをされたこと等を告知された場合

お引受けについて、告知の内容から、以下のA~Cいずれか(がん補償、 医療補償の親介護補償保険金特約については、AまたはC)の決定と させていただきます。

- A お引受けさせていただきます(補償対象外となる病気・症状の設定は ありません。)
- B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けさせていただき ます(なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病 気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでな く、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)。
- C 今回のお引受けはお断りさせていただきます。

④告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについ て、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事 実と違うことを告知された場合、責任開始日*1から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*2。 ・責任開始日*1から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

- ・ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生 していても、これをお支払いすることはできません*3(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係に よっては、保険金をお支払いすることがあります。)。
- ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを 告知された保険契約の支払責任の開始日をいいます。
- *2 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部 分を解除することがあります。
- *3 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容を アップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

なお、前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在 の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されな かった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による 取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消し 等となることがあります

<新たな保険契約へお乗換えされる場合>

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

a.現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項

・多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなることがあります。

b.新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

- ・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状態 等により、お断りをする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のう えでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の 保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・ 予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- -般の契約と同様に告知義務があります。新たにご加入の保険契約の 場合は「新たな保険契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等に ついても、新たなご加入に際しての詐欺の行為等が適用の対象となり ます。よって、告知が必要な過去の病気やケガ等がある場合は、新たに お引受けができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり 解除・取消し等となったり、保険金が支払われない場合があります
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った病気やケガに対し ては、保険金が支払われない場合があります。

現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合で も、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないこ とがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。 (例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、 保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時

より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中 に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

⑤告知内容の確認について

ご加入後、保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させてい ただく場合があります。

●その他ご加入後の変更等のご連絡について

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご 加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先 までご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください

- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をい います(ただし、家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円と なります。)。
- *2「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除した ものをいいます。

○団体長期障害所得補僧

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1が ご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ 先までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をい います。
- *2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」お よび「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

○借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等 記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

○すべての補償共通

事故が発生した場合には、直ちに(所得補償、団体長期障害所得補償、医 療補償、がん補償等については30日以内に)パンフレット等記載のお問い 合わせ先までご連絡ください。

ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金 のお支払いに支障をきたすことがあります。

- ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個 人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ 各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・ 履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービス の案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利 用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(セ ルシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な 運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務 委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の 請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他 の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用する
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の 提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同 して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、 再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続 きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ (http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/) および他の引受保険会 社のホームページをご参照ください。
- ●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故 招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払 を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象とな る方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況につい -般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認 を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

10.補償の重複に関するご注意 🟭

- ●個人賠償責任補償特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方ま たはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されてい るときには、補償が重複することがあります。
 - *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外 の保険契約を含みます。
- ●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償 されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があ ります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご 検討ください。*1
 - *1 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同 居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外 になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

11.満期を迎えるとき

- ●保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合について
- ○保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りし

たり、引受条件を制限させていただくことがあります。

○補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した 場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。 この結果、更新前の内容とは異なる内容で更新されることや補償の更新 のお取扱いを行えないことがあります。

●更新後契約の保険料について

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計 算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と 異なることがあります。

●補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合について 所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償(親介護補償保険金特約 を除きます。)において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設 定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のす べての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症 状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいた だいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象 外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

●更新後契約の補償内容を拡充する場合について

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償において、更新時に保険 の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増 加等、補償内容を拡充する場合には、再度告知が必要となります。正しく 告知をいただけない場合には、ご加入を解除することがあります。ご加入を 解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。

●保険金請求忘れのご確認について

更新してご加入いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘 れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点が ございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡くださ い。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容で す。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

●更新加入依頼書等記載の内容について

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふ りがな)、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正い ただきますようお願いします。また、現在のご加入内容についてもあわせて ご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ 先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

●ご加入内容を変更されている場合について

ご加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されて いない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入 依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

12.満期返れい金・契約者配当金について 翻 編



■満期返れい金・契約者配当金はありません。

13.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ●ご加入時にご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺 または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。 ●以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
- ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険 金を不法に取得させる目的をもっていた場合・傷害補償で死亡保険金受取人を指定する場合において、その保険の対
- 象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方の法定相 続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
- ・がん補償について、以下に該当する事由がある場合
- ①この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。) の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合にお いて、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対 象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ●以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができ ます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が弊社にこの保険契約に 基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由を生じさせた場合
 - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係 者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し保険の対象となる方または 保険金の受取人に詐欺の行為があった場合

14.その他ご加入時にご注意いただきたいこと

- ①加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着 しましたら、ご意向通りのご加入内容になっているかどうかをご確認くだ さいますようお願いいたします。また、加入者票が到着するまでの間、パ ンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切などがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入 者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ②弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管 理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有 効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- ③ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受 割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。 また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

- ④この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とな る方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約 する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、 パンフレット等をご確認ください。
- ⑤現在のご加入を満期日を待たずに解約され、新たにご加入されると、 以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。



- ・返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。 特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払い できないことがあります。
- ・新たにご加入の保険契約は、現在の保険契約に比べて補償内容や保 険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状 態等によりお断りする場合があります。

П ご加入後にご注意いただきたいこと

1.解約されるとき 🟭

●からだに関する補償における保険の対象となる方からのお申出に よる解約について

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償にお いては、保険の対象となる方からのお申出によりその保険の対象となる方 に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細につい ては、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。ま た、本内容については、保険の対象となるご家族等の皆様にご説明くださ いますようお願い申し上げます。

2.事故が起こったとき

- ①事故が発生した場合には、直ちに(所得補償、団体長期障害所得補 償、医療補償、がん補償等については30日以内に)パンフレット等記 載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ②賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必 ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
- ③保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類また は証拠をご提出いただく場合があります。なお、からだに関する補償におい ては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった 標本等の提出を求めることがあります。また、所得補償・団体長期障害所 得補償においては原則として所得を証明する書類をご提出いただきます。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、 保険金の受取人または保険の対象であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等 を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および 診療報酬明細書等
 - ・弊社の定める就業不能状況記入書
 - ・弊社の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社 が支払うべき保険金の額を算出するための書類・高額療養費制度による給付額が確認できる書類

 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書 ④保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない
- 事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または 保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方また は保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定 の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の 代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット 等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容について は、ご対象の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ⑤保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ⑥損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その 他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払っ たときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- ⑦賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険 金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 - 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済 を行っている場合
 - 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していること を確認できる場合
 - 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直 接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、 後記をご参照ください。

3.ご加入後の変更

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご 連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなっ た場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了 時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット

等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。 加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいた だいた場合には、念の為、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者 に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

4.保険会社破綻時の取扱い等 🏭

- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに右記のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い		
所得補償、 団体長期障害所得補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

東京海上日動火災保険株式会社

建設

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ 先にて承ります。

-般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行 うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



。0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも 「東京海上日動安心110番」へ

"事故は119番-110番"

ഞം0120-119-110

受付時間:24時間365日 携帯電話のアドレス帳登録はこちら (「ア」行に登録できます)



東京海上日動のホームページのご案内

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

- 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
 - □保険金をお支払いする主な場合
 - □保険金額*1、免責金額(自己負担額)
 - □保険期間
 - □保険料·保険料払込方法
 - □保険の対象となる方
 - *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。
- 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。 また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

確認事項	所得補償	団体長期障害所得補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	0	0
□加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか?	0	_
□保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか?なお、保険金額の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	0	0
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	0	0
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?	0	0

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」についてご確認ください。

※現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。

*例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。



メディカルアシスト

自動セット

団体総合生活保険のすべての補償が対象となります。

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療 相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先で の最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします(より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます。)。

■転院・患者移送手配*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手 続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間

24時間365日受付*2

200120-708-110

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

- ※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)
- *1 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。
- *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。



メンタルヘルスサポート《メンタルヘルス電話相談》

自動セット

団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合に対象となります。

「気分がすぐれない」「やる気がしない」といったメンタルヘルスに関することから、職場や人間関係に関するお悩みまで、心理相談員等にお電話で幅広くご相談いただけます。

●受付時間(日·祝日を除きます。)

午前9時~午後9時

20-783-503

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

※保険の対象となる方(法人は除きます。)とそのご親族からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)



デイリーサポート

自動セット

団体総合生活保険のすべての補償が対象となります。

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

■介護関連サービス

- ・電話介護相談(介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談)
- ・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
- ホームページアドレス http://www.kaigonw.ne.jp/

■生活支援サービス

- ·法律·税務相談*1
- ・社会保険に関する相談*2
- ・暮らしの情報提供

- ●受付時間(いずれも土・日・祝日・年末年始を除きます。)
- ■暮らしの情報提供 午前10時~午後4時 ■税務相談

■税務相談 午後2時~午後4時

0120-285-110

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

- ■電話介護相談
- ■法律相談

午前9時~午後5時

■社会保険に関する相談

- ※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)
- *1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。
- *2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。





- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよびデイリーサポートのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストおよびメンタルヘルスサポートのメンタルヘルス電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

2015年10月1日以降始期契約の団体総合生活保険のご加入者様

平成27年10月 東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素よりお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。 弊社では、2015年10月1日以降始期契約より、団体総合生活保険について、以下のとおり商品を改定いたします。 本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

健康状態告知書の改定(所得補償、団体長期障害所得補償)

以下のとおり健康状態告知書を改定します。

- ○がんの定義を明確化します。
- ○ぜんそく(気管支喘息)は、経口ステロイドを処方された場合のみご加入いただけないこととし、それ以外はご加入いただけます。
- ○前立腺肥大は特定疾病等不担保にてご加入いただけます(「前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん」が不担保となります。)。
- ○【B表】ウの記載について、背骨の障害が健康状態告知の対象である旨を明確化します。

このご案内は、2015年10月1日始期以降の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

以上

お問い合わせ先・事故時の連絡先

<代理店>

保険のひびき (担当:関 智秀)

〒158-0083 東京都世田谷区奥沢7-3-13 プチブラン3F

TEL.03-6659-5751 (受付時間:平日9:00~17:00) FAX.03-6659-5752

<保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

広域法人部 法人第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4147(受付時間:平日9:00~17:00)